

11
2024

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

令和6年11月号

November No. 90

もくじ

- 令和6年分の年末調整 定額減税に関する事務を行う必要があります!! . . . 2
- 令和6年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更 . . . 3
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）を見直し . . . 4
- 高齢者の活躍に取り組む企業の事例を紹介 厚労省 . . . 5
- 自転車運転中のスマホ・酒気帯びの罰則強化 酒気帯びには幫助罪も . . . 6
- 人事労務の相談室 Q & A . . . 7
- 人事労務の統計指標 . . . 8.9
- 企画展『三国志と中国』に寄せて～平山郁夫美術館（尾道市瀬戸田町）～ . . . 10
- ゆんたくひんたく . . . 11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目 8-27
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

令和6年分の年末調整 定額減税に関する事務を行う必要があります!!

令和6年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」を開設したとの案内もありました。

今年の年末調整においては、定額減税に関する事務を行う必要があり、例年よりも手間がかかることとなります。

その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお声掛けください。

国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」のトップ画面

【お知らせ】

本年は、**定額減税に関する事務を行う必要があります!!**

→ 年末調整に係る定額減税の概要については、[こちら](#)をご覧ください。

→ 定額減税の詳細については、「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。

○ 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット\(PDF/3,387KB\)](#)」を送付しています。

○ 源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)」（Excel）をご利用いただくと効率的に行うことができます。

→ ダウンロードは[こちら](#)

源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ

給与所得者
（従業員）の方へ

[年末調整手続の電了化](#)

[チャットボットに相談する](#)

詳しい説明（パンフレット）
（[年末調整](#)・[源泉徴収票](#)）

各種様式・記載例
（[年末調整](#)・[源泉徴収票](#)）

令和6年 10月からの厚生労働省関係の 主な制度変更 対応はお済みですか？

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。「令和6年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更」も公表されていますので、特に、雇用・労働関係、医療・年金関係の変更については、対応できているか否かを、今一度ざっと確認しておきたいところです。

令和6年10月からの厚生労働省関係 の主な制度変更（抜粋）

- 企業実務に影響を及ぼすものには、次のようなものがあります。

【雇用・労働関係】

- **最低賃金額の改定**……すべての労働者とその使用者が対象
都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が、すべての都道府県において、時間額 50 円から 84 円の引上げとなる（全国加重平均 1,055 円）。

【医療・年金関係】

- **被用者保険の適用拡大**……従業員数 50 人超の企業の事業主及び短時間労働者が対象
短時間労働者への被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用について、これまで、従業員数 100 人超となっている企業規模要件を 50 人超へと引き下げる。

- また、社員に伝えてあげたい制度変更として、次のようなものがあります。社員のスキルアップを図りたいと考えている企業の事業主なども知っておきたい内容です。

【雇用・労働関係】

- **教育訓練給付の拡充**……雇用保険被保険者及び離職後 1 年以内の雇用保険被保険者だった者が対象
 - ・ 専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて、更に受講費用の 10%（合計 80%）を追加で支給する。
 - ・ 特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の 10%（合計 50%）を追加で支給する。



「最低賃金額の改定」についてはすべての企業、「被用者保険の適用拡大」については新たに特定適用事業所となる従業員数 50 人超 100 人以下の企業において、必ず対応が必要となる重要な制度変更です。

未対応の場合は、制度の説明・対応に向けたアドバイスなどをさせていただきますので、気軽にお声掛けください。

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等 人材確保・育成コース)を見直し

雇用関係助成金の一つである「特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)」について、令和6年10月1日から、次のような見直しが行われています。

特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース) の概要と見直しのポイント

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)には、次の2つのメニューがあり、就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、いずれかのメニューに該当する取り組みを実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることができます(合計助成額の最高額は、採用する労働者の区分に応じて、90万円～360万円)。

【成長分野メニュー】

成長分野の業務に
雇入れ



雇用管理改善
or 能力開発

成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの

【人材育成メニュー】

人材開発支援助成金を
活用した訓練



5%以上の
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

この成長分野等人材確保・育成コースについて、令和6年10月1日から、より利用しやすくなるよう、次のような雇い入れに関する支給要件の見直しが行われました。

- 2つのメニューに共通した見直し
対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を、次のように見直す。

見直し前	見直し後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

- 人材育成メニューの見直し
公的職業資格の取得を目的とした教育訓練(教育訓練給付の指定講座に限る)であれば、50時間未満の訓練も対象とする。

上記は、雇用関係助成金の一例です。上記の助成金を含め、他の助成金についても、お気軽にご相談ください。

どのような助成金があるのか? といった問い合わせでも結構です。

高齢者の活躍に取り組む企業の事例を紹介

厚労省 高齢・障害・求職者雇用支援機構

厚生労働省では、高齢者の人事・給与制度の工夫（役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入等）に取り組む企業（14社）にヒアリングを実施し、企業が役職定年・定年制の見直し等を検討する際の参考になるよう、「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」をとりまとめ、公表しました（公表先は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）。

下記のような形で、合計14社の取り組み事例が紹介されています（企業名をクリックすると、詳細をご覧いただけます）。

必要であれば、当該公表ページのURLをお伝えします。

自社に合った取り組みをピックアップして紹介して欲しいといったご要望も承りますので、まずは気軽にご相談ください。

高齢者の活躍に取り組む企業の事例（公表ページの画像）

企業名	事例のポイント
太陽生命保険株式会社 □	<ul style="list-style-type: none"> 大手生命保険会社で初となる65歳定年制および70歳まで働ける継続雇用制度を導入、役職定年を廃止 年齢に応じた一律の処遇引き下げを廃止 「太陽の元気プロジェクト」の一環として、両立支援制度を充実
沖電気工業株式会社 □	<ul style="list-style-type: none"> 役割等級の導入にあわせた役職定年制度の廃止
イオンリテール株式会社 □	<ul style="list-style-type: none"> 定年到達後、正社員としての再雇用区分「エルダー社員」を創設 定年再雇用後であっても担う役割が変わらなければ処遇も均等均衡を確保 店舗スタッフは定年以降も役職登用
YKK株式会社 □	<ul style="list-style-type: none"> 「公正」を会社の基盤に置き、時間をかけた検討の上、定年制を廃止 先行して導入していた役割を軸とした成果・実力主義により、組織の新陳代謝は確保

自転車運転中のスマホ・酒気帯びの罰則強化 酒気帯びには幫助罪も(令和6年11月～)

自転車運転中の新たな罰則を盛り込んだ令和6年改正道路交通法が、令和6年11月1日から施行されます。警察庁は、ポスターやリーフレットを公表して、その周知を図っています。

令和6年改正道路交通法（自転車運転中の新たな罰則）ポスター（縦）



罰則の具体的な内容は次のとおりです

- 自転車運転中のながらスマホ
 - ・違反者は、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
(交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- 自転車の酒気帯び運転及び幫助
 - ・違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

企業としては、酒気帯び運転について、自転車の提供者にも罰則が適用される点に特に注意したいところです。

通勤や業務に自転車を利用している労働者がいる場合には、警察庁から公表されているポスターを駐輪場に貼っておくなど、運転者に注意喚起をしておきましょう。

必要であれば、リーフレットも含め、紹介させていただきます。



お仕事
カレンダー
11月

- 11/1
- フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）の施行
 - 過労死等防止啓発月間（11/1～11/30）
 - テレワーク月間（11/1～11/30）

- 11/11
- 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付

- 12/2
- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 - 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
 - 12月・翌年3月・翌年6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

人事労務の相談室 Q&A

Q.

台風で会社が休業となる場合、社員に対し会社は休業補償を支払わなければならないのでしょうか？自然災害が多発しているので心配しています。

A.

自然災害（台風など）ごとの状況を考慮し、今回の休業が「補償を支払う休業」「補償を支払わない休業」のいずれに該当するかを会社で判断します。

休業手当とは

労働基準法第26条において、使用者の責に帰すべき事由によって休業した場合は、休業期間中、労働者に対し平均賃金の100分の60以上の補償を支払わなければならないと定められています。この補償を「休業手当」といいます。

台風に伴う暴風雨や災害によって、会社の施設・設備が被害を受けるなどの不可抗力により休業せざるを得ない場合は、「補償を支払わない休業」に当たり、休業手当を支払う必要はありません。一方で、不可抗力の事情はないが、会社の判断により休業する場合は、「補償を支払う休業」に当たります。さて、多くご質問を頂戴するケースは次の通りです。

交通機関が麻痺して出社不能な場合

公共交通機関が台風等の自然災害の影響で運休となる等の理由で社員が出社できない場合は、欠勤扱いとなります。欠勤で不就労となる場合は、ノーワークノーペイの原則により社員に対し賃金及び休業手当を支払う必要はありません。

交通機関が麻痺していない場合

公共交通機関が台風等の自然災害の影響で遅延等の支障は生じているが、運休までしていない場合は、出社が不可能ではないと判断されます。その場合、会社が社員に対し休業命令を出すと休業手当の支払いが必要になります。

マイカー通勤者の場合

マイカー通勤の場合は、基本的に公共交通機関の影響をまともに受けることはありません。従って不可抗力には当たらないため、多くの場合、会社は社員に対し休業手当の支払いが必要になります。

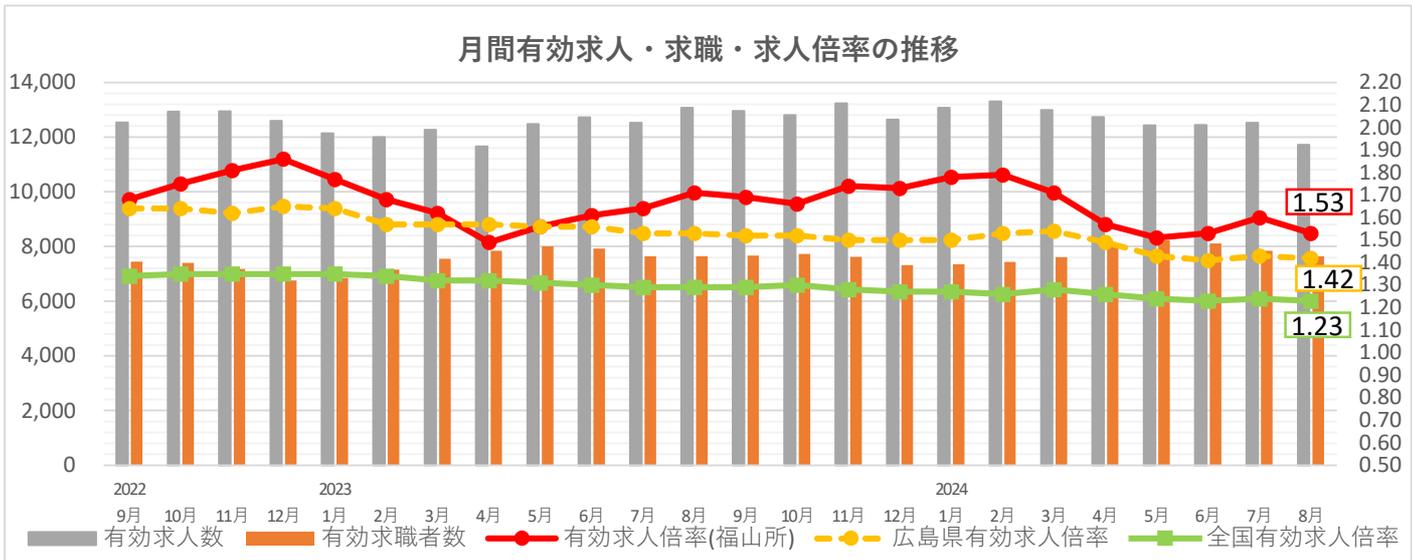
とはいえ、暴風雨・積雪等の影響によりマイカー通勤に危険を伴うこともあるかと思われます。しかし法律では、通勤時の安全確保・方法や可否の判断は自己責任が原則となります。心配りが過ぎると思わぬ休業手当の支払いが必要になるかもしれませんので、社員に対し安易に休業命令を出すのは注意が必要です。

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024年8月)

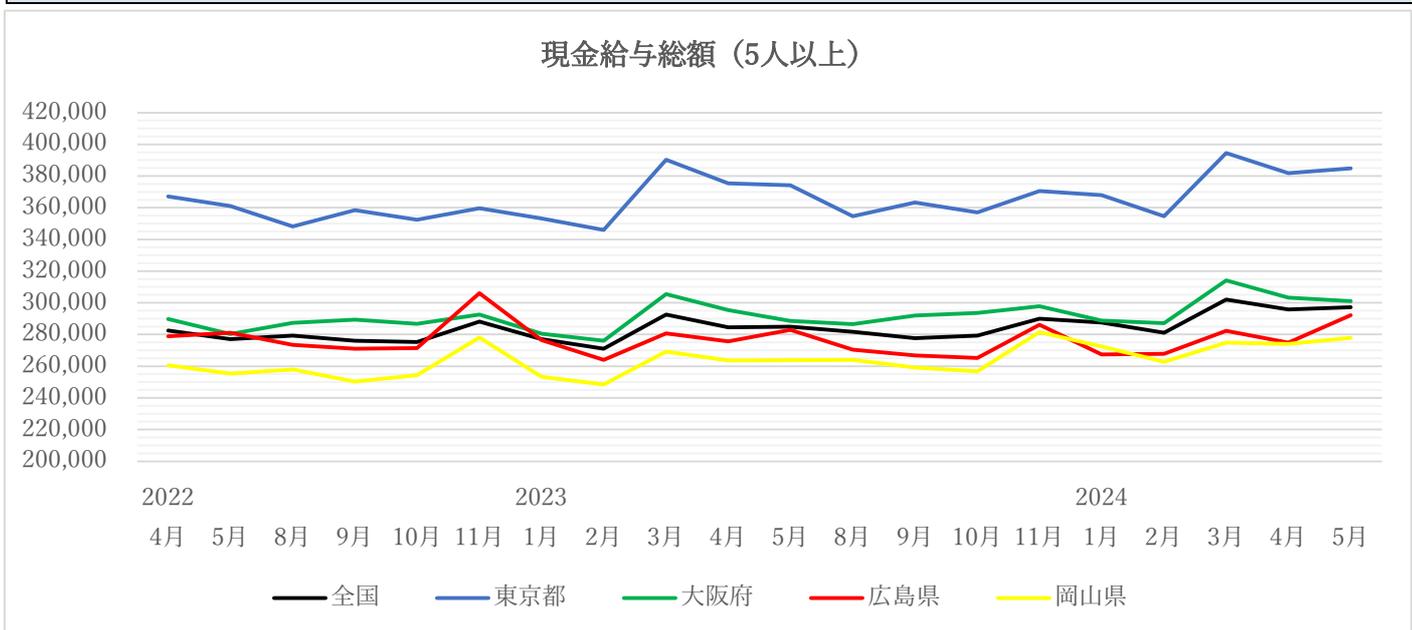
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.23倍	有効求人数	全国	2,336,666人	有効求職者数	全国	1,906,785人
	広島県	1.42倍		広島県	63,761人		広島県	44,951人
	福山市	1.53倍		福山市	11,713人		福山市	7,643人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



定期給与 現金給与総額 (2024年7月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
403,090円	486,899円	426,277円	408,629円	355,648円



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

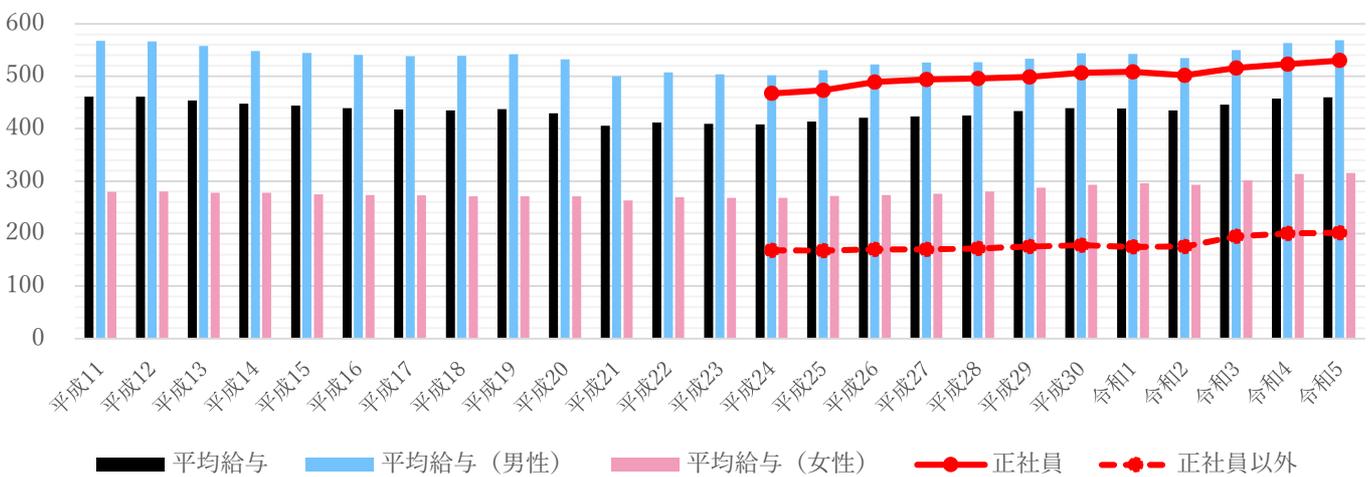
人事労務の統計指標

○民間の給与所得者数は **6,068 万人** (対前年比 **1.7%増**、**102 万人の増加**)、そのうち昨年 1 年間を通じて勤務した給与所得者は **5,076 万人** (対前年比 **0.0%減**、**1 万人の減少**) で、その平均給与は **460 万円** (同 **0.4%増**、**19 千円の増加**) となっている。

○正社員 (正職員)、正社員 (正職員) 以外の平均給与についてみると、正社員 (正職員) **530 万円** (対前年比 **1.3%増**、**70 千円の増加**)、正社員 (正職員) 以外 **202 万円** (同 **0.7%増**、**14 千円の増加**) となっている。

平均給与の推移

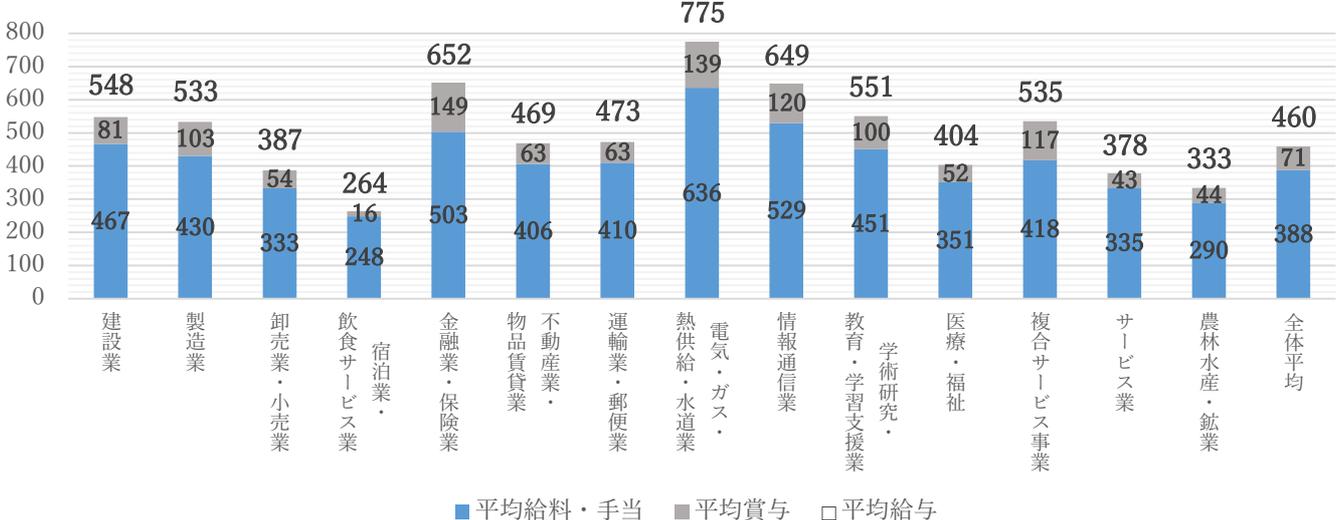
単位：万円



業種別の平均給与では、最も高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」の **775 万円**、次いで「金融業、保険業」の **652 万円** となっており、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」の **264 万円** となっている。

業種別平均給与

単位：万円



参考：国税庁 民間給与実態統計調査 <https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/toukei.htm#gaiyuu>

企画展『三国志と中国』に寄せて ～平山郁夫美術館(尾道市瀬戸田町)～

11月24日(日)まで、平山郁夫美術館(尾道市瀬戸田町)にて、企画展『三国志と中国』が開催されています。この企画展では、小説『三国志(吉川英治)』で平山郁夫が担当した挿絵、NHK『人形劇三国志』で登場した人形美術家・川本喜八郎の人形作品、この両作品を同時に目に見ることができるという三国志ファンにとって垂涎の企画展になっています。

三国志とは、西暦180～280年頃にかけて数多の英雄たちによって繰り広げられた中国の興亡史です。主人公・劉備(リュビ)とそのライバル・曹操(ソウソウ)を軸に、漢王朝末期から晋王朝成立までの100年間に亘る人間ドラマが描かれています。ちなみにその頃の日本は、歴史の授業で学ぶ「邪馬台国」「卑弥呼」の時代です。

私にとっての三国志の原点は、漫画『三国志(横山光輝)』全60巻です。小学校6年生からコツコツとお小遣いで買い始め、最終巻まで買い揃えたとき、私は高校生になっていました。当時と比べると三国志熱はずいぶんと下がりましたが、今回の企画展を訪れるにあたり、ビジネスという視点から主人公・劉備の人生を振り返ってみたいと思います。

漢王朝の子孫で、後に蜀漢皇帝となる主人公・劉備の才能は平凡です。ライバル・曹操が規格外の才能を持つ英雄であったの比べると、可哀そうなくらい政治も軍事も得意ではありません。ゆえに

まともに戦っても勝ち目はなく、劉備の前半生はまさに負け続けの人生でした。

そんな劉備ですが、類まれなる器量・人間力を備えていました。非常に仁義に厚く、心が大きく謙虚で誠実。負け続けているにも関わらず、人が離れず、逆に人が集まってきます。きっと放っておけない人だったのでしょう。政治家・軍人というより任侠の大親分・清水次郎長のようなタイプだったのかもしれない。

劉備が大きく飛躍するきっかけとなったのが、天才軍師・孔明(コウメイ)との出会いです。ときに劉備46歳、孔明27歳。親子ほどの年齢差があったにもかかわらず、劉備は孔明に対し「三顧の礼」と語られる礼儀を尽くし、自身の部下に迎えます。以後、孔明の献策を採用した劉備は勝利を重ね、ついに漢王朝を継ぐため皇帝に即位し、蜀漢を建国します。

創業者として決して優秀ではない劉備が大望を遂げられたのは、部下を信じぬく人間力、倒れても立ち上がる意志の強さにあったのだと思われます。だからこそ、孔明をはじめ、優秀な部下たちが劉備のそばを離れなかったのでしょう。

死の間際、劉備は後継者の息子がもし優秀でなければ、孔明が皇帝に即位するよう遺言します。この遺言は、私心のない主従関係のあり方として、後世多くの人々から賞賛を受けています。(橋本)

ゆんたくひんたく

高く澄みきった空のもと、ようやく気持ちの良く過ごしやすい季節になりました。イベントの多い10月に毎年慣例の長男の文化祭に行ってきました。

文化祭の見どころの一つは展示発表です。各クラスで一つのテーマを決めて、内容を探究し、来校した皆さんに分かりやすく伝えられるよう表現方法を考え展示します。ただ単に紙に説明を書いて展示するだけでなく、工夫を凝らした装飾、生徒による丁寧な説明と、おもてなしがあり、教室に入る度、ワクワクと感心の繰り返しでした。

長男のクラスのテーマは畜産で、命の大切さを伝えることです。実行委員の長男は、クラスの代表として実際に関連会社を訪問し、飼育現場の見学、働く人へのインタビュー、商品の試食等を経験しました。長男の担当は牛や豚の実物大の模型作成だったので、ああでもない、こうでもないと言行錯誤していたようです。

実際の展示は見学者が興味を持てるように工夫されており、苦労した模型も可愛いピンクの親豚と子豚、牛の頭を張り子で上手に作っていました。どちらかと言うと器用な方ではない長男が知恵を振り絞り、力合わせた様子を想像すると、全力で頑張ったんだなと感心しました。

そして、今回の展示を通して、命あるものを大切にする事、みんなの協力があって成功することを学んだのではないかと思います。長男が作った可愛い豚ちゃんはいつと、我が家に引き取られ、リビングにいます(笑) (箱田)